

令和7年2月19日
b i i d株式会社

舟運事業者 各位

中之島 GATE ターミナルにおける旅客船等の試験運航を目的とした
公共船着場の使用申込の受付開始について（通知）

ベイエリアと水の回廊周辺の観光名所をつなぐ乗換えターミナル機能を有した「中之島 GATE サウスピア」は、令和7年4月6日（日）に中之島 GATE ターミナル（公共船着場）と、にぎわい施設（レストラン及び多目的広場）をオープンし、1月22日から公共船着場の使用申込を受け付けています。

この度、中之島 GATE ターミナルを使用し、定期航路事業等を計画している舟運事業者等を対象に、試験運航に係る使用申込を下記のとおり受け付けします。

記

使用対象施設

中之島 G A T E ターミナル（公共船着場）の海船用バース及び川舟用バース

試験運航に係る使用期間

令和7年2月21日（金）～同4月4日（金）

使用可能船舶

中之島 GATE ターミナルを使用し、以下のいずれかの事業を行うことを計画している船舶

- ・海上運送法第2条第5項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶
- ・海上運送法第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶
- ・13名未満の旅客定員を有する内航不定期航路事業を行う船舶

その他

公共船着場の使用条件等は、別紙「中之島 G A T E ターミナル試験運航にかかる使用規約」をご参照ください。